

『最新実務消費税ハンドブック』正誤表

平成 17 年 12 月現在

| 訂正箇所 | | 内 容 |
|----------|----------------------|---|
| P 19 | 索引№ 167 | 課税区分：課 → 不 |
| P 20 | 索引№ 201 | 課税区分：免 → 非 |
| P 27 | 索引№ 521 | 課税区分：免 → 非 |
| | 索引№ 522 | 課税区分：免 → 非 |
| P 31 | 索引№ 718 | 課税区分：非 → 課 |
| | 索引№ 726 | 説明：大学病院等の初診料 → 出生後 1 ヶ月以内の検診・入院 |
| | 索引№ 727 | 説明：その他の検診・入院 → その後の検診・入院(保険診療以外) |
| P 32 | 索引№ 750 | 課税区分：課 → 非 |
| P 43 | ●固定資産等 | 固定資産等については、～ → 棚卸資産の取得に係る取引については、～ |
| P 81 | 6. みなし譲渡・ 低額譲渡 | 低額譲渡の表中：法人…自社役員～資産を贈与した場合 → 法人…自社役員～資産を譲渡した場合 |
| P 115 | 2. 法人の申告期限 | ・清算中の法人…原則として課税期間の末日から～ → ・清算中の法人…原則として課税期間の末日の翌日から～ |
| | 3. 申告不要 | 図右端の上から3つ目：事業年度の末日から 2 月以内 → 事業年度の末日の翌日から 2 月以内 |
| P 124 | 2. 課税標準額 | 総売上高 $\times \frac{100}{105} =$ 235,095,238 → 申告書⑮へ 267,625,000 → 課税売上高 $\times \frac{100}{105} =$ 235,095,238 → 申告書⑮へ 246,850,000 |
| P 128 | 1. 課税の対象 | 5 行目：があるかにかかわらず、課税地域から～ → があるかにかかわらず、保稅地域から～ |
| P 168 | 2. 課税標準額 | 総売上高 $\times \frac{100}{105} =$ 235,095,238 → 申告書⑮へ 267,625,000 → 課税売上高 $\times \frac{100}{105} =$ 235,095,238 → 申告書⑮へ 246,850,000 |
| | 4. 業種別課税売上 高と消費税額 | 表中の合計：課税仕入れ等の合計額 → 事業区分別課税売上高の合計額 |
| | 6. 原則による 控除対象仕入税額 | ・控除対象仕入税額=9,232,800×みなし仕入れ率 → ・控除対象仕入税額=9,323,800×みなし仕入れ率 |
| | 7. 特例による 控除対象仕入税額 | ・控除対象仕入税額=9,232,800×みなし仕入れ率 → ・控除対象仕入税額=9,323,800×みなし仕入れ率 |
| P 197 | 判定表 I の使い方 | ④の最終行：みなし仕入額が仕入れ実額以下である場合には、～ → 仕入れ実額がみなし仕入額以下である場合には、～ |